

令和3年定例会 提出議案件名一覧表

議案第89号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案	三重県當住宅条例の一部を改正する条例案	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	財産の処分について 損害賠償の額の決定及び和解について 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	令和3年度三重県一般会計補正予算(第4号) ※6月9日採決済	令和3年度三重県一般会計補正予算(第5号) ※6月9日採決済	令和3年度三重県一般会計補正予算(第6号)
議案第90号															
議案第91号															
議案第92号															
議案第93号															
議案第94号															
議案第95号															
議案第96号															
議案第97号															
議案第98号															
議案第99号															
議案第100号															
議案第101号															
議案第102号															
議案第103号															
議案第104号															
議案第105号															
議案第106号															

令和3年定例会 6月定例月会議 請願審査結果一覧表

区分	総 数	採 抠	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2	2						
審査中分	2				2			
計	4							

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 30	新型コロナ禍による米価下落 対策を求める意見書を政府に 提出することについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 峯岡 繁	山本 里香 稲森 深尚	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果 の報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 31	介護職種における外国人技能 実習生制度に係る意見書の提 出を求ることについて	四日市市鵜の森1丁目4番3号 みえ介護グローバル協同組合 代表理事 中村 弥生	川口 駿 石垣 智矢 中瀬古初美 小島 智子 野口 保 山本 里香 稻森 尚 藤田 宜三 谷川 孝栄 今井 智広	採択	

(審査中分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審 査 結果	処理経過報告及び結果 の報告を求めるもの
差別解消を目指す条例検討調査特別委員会	請 25	あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を求めるについて	津市一身田町 742 常磐井 繁猷 ほか 3,006 名	川口 圓 田中 智也 藤本 正典 山本 香里 稻橋 尚 舟橋 裕幸 三谷 哲央	審査中	
差別解消を目指す条例検討調査特別委員会	請 29	あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を求めるについて	伊賀市出後 910 番地 堀川 克法 ほか 62,528 名	川口 圓 喜田 健児 平畠 武里 山本 香里 稻森 尚	審査中	

令和3年定例会 6月定例月会議 意見書案一覧表

令和3年6月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第5号 介護職種における外国人技能実習制度の見直しを求める意見書案

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第6号 コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案

○議員発議

意見書案第7号 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

意見書案第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案

意見書案第9号 国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

意見書案第10号 子ども政策の充実を求める意見書案

意見書案第5号

介護職種における外国人技能実習制度の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月18日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 田中智也

介護職種における外国人技能実習制度の見直しを求める意見書案

平成 29 年 11 月に介護職種が技能実習制度の対象となったが、本制度が中小規模の介護現場の実情とそぐわない点が顕在化している。

技能実習生は、入国後研修を終えて介護施設へ配属されたのち、通常 6か月経過しなければ介護報酬上の職員等の配置基準において職員等とみなされず、その期間は別途介護職員を配置しなければならないなど、現状の制度では人材に限りがある中小規模の事業者にとって大きな負担になっている。

しかしながら、日本の介護現場が中小規模の事業者に支えられている現状や、人を育てることで日本型介護技術の裾野を広げ、介護技能の移転を通じて国際貢献を促す意義に鑑みれば、技能実習制度を日本の介護現場で更に根付かせることは不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、技能実習計画に基づく受入れ事業所の実習指導や監査を厳格に行うなど、介護の質と高い技能の移転を確実に担保する一定条件の下に、中小規模の事業者が安心して人材育成を通じた技能移転に取り組むことができるよう、介護職種の技能実習制度においては財政支援を含めた制度の見直しを検討するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

厚生労働大臣

意見書案第6号

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月22日

提出者

環境生活農林水産常任委員長 野口正

コロナ禍における米価下落対策を求める意見書案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令等により、国産米の需要は減少に歯止めがかかる過大な在庫が生じており、さらに販売不振と米価下落で生産農家は苦境に立たされている。

また、今年度においては、政府が進める減産以上に古米在庫が増加する見込みであり、長期間にわたって米価の下落が続けば、小規模農家だけでなく、大規模経営の生産農家も米づくりから撤退することにつながりかねない。

このため、コロナ禍において必要性が高まっている子ども食堂をはじめ、生活困窮者や学生などへの食糧支援の更なる強化など、従来の政策的枠組みにとらわれることなく、備蓄米を有効に活用すること等によって在庫を圧縮し、生産農家を支援することが緊急に求められている。

よって、本県議会は、国において、コロナ禍で危惧される米価下落に歯止めをかけ、需給環境を改善するために、あらゆる手段を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

三重県議会議長　青木謙順

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

農林水產大臣

意見書案第7号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口円

石垣智矢

山本佐知子

中瀬古初美

小島智子

野口正

野村保夫

山内道明

山本里香

稻森稔尚

藤田宜三

谷川孝栄

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方公共団体には、新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、住民に対する「新しい生活様式」の促進など、新型コロナウイルス感染症に係るあらゆる課題への即時の対応が求められている。

それと同時に、医療や介護などの社会保障ニーズへの対応、子育て支援の充実、地域交通の維持及び確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もますます高まっている。さらに、近年多発している大規模災害への対応やデジタル・ガバメントの推進も求められている。

一方で、地方公務員など公的サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に基づき、令和3年度の地方財政計画までは、地方の一般財源の総額について、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政支出が行われる中、令和4年度以降の地方財源が十分に確保されるのか、懸念される状況である。

このため、令和4年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな行政需要等も把握しながら、歳入及び歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 社会保障、防災対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、デジタル化への対応など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた保健所体制・機能の強化、感染防止のための諸対応、アフターコロナを見据えた地域経済の活性化等を包括した、地方公共団体に対する十分な財源措置を講ずること。

- 3 子ども・子育て支援制度、介護保険制度及び生活困窮者自立支援制度の運営、児童虐待防止、地域医療の確保、幼児教育・保育の無償化など、急増する社会保障ニーズへの対応が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係経費に係る予算の拡充を図るとともに、それらの対応を担う人材の確保のための地方財政措置を講ずること。
- 4 デジタル・ガバメントの推進における地方公共団体の業務システムの標準化については、地方公共団体の実情を踏まえるとともに、目標時期の見直しなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済の活性化のためにも、業務システムの標準化による大手企業の寡占を防止するとともに、デジタル人材が不足する地域においてはその育成について特段の配慮をすること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、「令和3年度の地方財政計画では1兆円が確保されているが、令和4年度においても引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 会計年度任用職員制度について、会計年度任用職員の待遇改善を図るために、引き続き所要額の調査を行うなどして、財政需要を十分に満たすようになるとともに、待遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準について、林業に係る財政需要の大きい地方公共団体への譲与額が増大するよう見直しを進めること。
- 8 地域間の財源偏在性のは正のため、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に地方公共団体への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税目について廃止や減税を検討する際には、地方六団体等を通じて地方公共団体の意見を聴き、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じないよう対応を図ること。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

デジタル改革担当大臣

意見書案第8号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口円

石垣智矢

山本佐知子

中瀬吉初美

小島智子

野口正

野村保夫

山内道明

山本里香

稻森稔尚

藤田宜三

谷川孝栄

中森博文

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な完全解決を求める意見書案

北朝鮮は、拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は、既に限界を超えている。

こうした中、令和2年2月3日には有本嘉代子さんが、同年6月5日には北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の初代代表であった横田滋さんが相次いで逝去された。拉致被害者の家族、また、拉致被害者自身の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予もない状況に置かれている。北朝鮮による日本人拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、日本人拉致問題の早急な完全解決に向けて、米国をはじめ関係各国と緊密に連携するなど国際社会と協力しながら、北朝鮮当局と向き合い、あらゆる機会を逃すことなく、活路が開かれるよう全力を尽くして取り組むことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

外務大臣

拉致問題担当大臣

意見書案第9号

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口円

石垣智矢

山本佐知子

中瀬古初美

小島智子

野口正

野村保夫

山内道明

山本里香

稻森稔尚

藤田宜三

谷川孝栄

国保総合システムの更改に対する国の財政支援を求める意見書案

公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が開発運用している「国保総合システム」は、診療報酬等に係る審査支払系システムと保険者の各種業務を共同して行うための共同処理系システムから成り立っており、国民健康保険を適切に運用していくに当たって不可欠な基幹的システムである。

国保総合システムは、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改が必要となっている。また、システムの更改に当たっては、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日 閣議決定）等に基づき、審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方に関し、社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同利用やクラウド化等が求められている。

このようなことを踏まえたシステムの更改には多額の費用を要することが見込まれるが、それを国保連合会が保有する積立金だけで賄うことには困難であり、審査支払手数料の引上げ等により国民健康保険の保険者（以下「国保保険者」という。）が負担せざるを得なくなることが懸念される。

しかしながら、市町村を中心とする国保保険者は財政が脆弱な団体が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっている中、システムの更改に要する費用を国保保険者が負担することは、国保保険者の財政に対して甚大な影響を与え、被保険者が負担する保険料（税）の引上げにつながりかねない。

よって、本県議会は、国保総合システムが極めて公共性が高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、国保総合システムの更改に当たって、国保保険者に新たな財政負担が生じないよう、国において十分な財政支援を講じるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第10号

子ども政策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和3年6月23日

提出者

川口円

石垣智矢

山本佐知子

中瀬古初美

小島智子

野口正

野村保夫

山内道明

稻森稔尚

藤田宜三

谷川孝栄

子ども政策の充実を求める意見書案

平成 28 年の児童福祉法の改正等を踏まえ、社会として子どもの権利を擁護し、子ども自身が権利の主体として豊かに育つことができるよう子どもたちの健やかな成長・発達を力強く支えていくことの重要性が高まっており、子ども・子育てに関する政策（以下「子ども政策」という。）は、国、都道府県及び市区町村が強力に連携して取り組むべき課題となっている。

三重県では、子ども政策を総合的に推進するため平成 20 年にこども局を設置し、現在では子ども・福祉部がその機能を担っている。また、平成 23 年に「三重県子ども条例」を施行し、平成 30 年には子ども基金を創設して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むなど、子ども政策に正面から取り組んできた。

しかしながら、三重県に限らず、地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。それらは妊娠、出産、保育、教育、医療、障がい福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、自殺など多岐にわたり、現場の職員は国と連携しつつ適切に処理すべく尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、複数省庁にまたがる子ども政策について十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも少なくない。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

よって、本県議会は、国に対して、子どもの命や安全、未来が守られ、全ての子どもたちが愛され、温かい家庭や地域、環境の中で育まれ、そして、子どもの権利が保障される社会を目指すとともに、子どもと家庭、また子どもを育む環境を総合的に支え、社会問題化する児童虐待や子どもの貧困など様々な問題の解消に向けて、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 責任の所在を明確にし、政策の策定や検証を迅速に遂行できるよう、専任の国務大臣の下で強い権限を持って子ども政策を一体的に所管し、総合調整機能を有する省庁を設置すること。

- 2 地方自治体間での格差が生じないよう、国が主導して、国、都道府県及び市区町村の緊密な連携体制を構築し、国と地方自治体とが定期的に情報共有できる仕組みを整えること。また、子ども・子育てに関する課題について、データベースの構築や実態の調査研究など現状把握を隨時的確に行うこと。
- 3 地方自治体の子ども政策を充実させるため、財政支援及び人材育成を強化すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木謙順

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その14)

区分	件名	概要						
		<table border="1"> <tr> <td>予 条 の 認 提</td><td>算 案 他 議 案 定 告 出 計</td><td>- 件 - 件 3 件 - 件 - 件 - 件 3 件</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>議案 3 件</td></tr> </table>	予 条 の 認 提	算 案 他 議 案 定 告 出 計	- 件 - 件 3 件 - 件 - 件 - 件 3 件			議案 3 件
予 条 の 認 提	算 案 他 議 案 定 告 出 計	- 件 - 件 3 件 - 件 - 件 - 件 3 件						
		議案 3 件						
◎その他議案 (3件)								
総務部	<p>【議案第107号】 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第39条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p>	村田典子						
	<p>【議案第108号】 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>人事委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を得るもの</p>	北岡寛之						
	<p>【議案第109号】 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p>	門脇美恵						

資料 5

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第15回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

議員が「第15回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 三重県多気郡大台町

(3) 派遣期間 令和3年7月21日 1日間

(4) 派遣議員 中瀬 信之 議員 石垣 智矢 議員
濱井 初男 議員 東 豊 議員
西場 信行 議員

6月30日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1

- 議案第89号から議案第103号まで及び
議案第106号
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2

- 請願の件〔採決〕

日程第3

- 意見書案第5号から意見書案第10号まで〔討論、採決〕

日程第4

- 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5

- 議案第107号から議案第109号まで
〔提案説明、質疑、採決〕

日程第6

- 議員派遣の件

休会の件

散 会

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議

資料 7

令和3年 定例会日程(案)

月	日	曜	日 程	備 考
9月	2日	木	休 会	
	3日	金	休 会	議会運営委員会
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月	休 会	
	7日	火	休 会	
	8日	水	本会議 議案上程(9月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	9日	木	休 会	
	10日	金	休 会	
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	14日	火	休 会	
	15日	水	本会議 一般質問	
	16日	木	休 会	
	17日	金	本会議 一般質問	
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	(敬老の日)	
	21日	火	休 会	
	22日	水	本会議 一般質問	
	23日	木	(秋分の日)	
	24日	金	休 会	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	休 会	
	28日	火	休 会	
	29日	水	休 会	
	30日	木	休 会	
10月	1日	金	休 会	
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月	休 会	
	5日	火	休 会	
	6日	水	委員会 予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	7日	木	休 会 全員協議会(経営方針、予算調製方針)	
	8日	金	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	12日	火	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	13日	水	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	14日	木	休 会 (常任委員会予備日)	
	15日	金	休 会 (委員会等予備日)	
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	本会議 代表質問／予算決算常任委員会(採決)	
	19日	火	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	水	本会議 採決 議案上程／ 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	21日	木	休 会	
	22日	金	休 会	
	23日	土		
	24日	日		
	25日	月	休 会	
	26日	火	休 会	
	27日	水	休 会	
	28日	木	休 会	
	29日	金	委員会 全員協議会(定期監査結果) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	30日	土		
	31日	日		

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	月	委員会 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	2日	火	休 会	
	3日	水	(文化の日)	
	4日	木	休 会	
	5日	金	休 会	
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	休 会	
	9日	火	休 会	
	10日	水	委員会 予算決算常任委員会(決算総括質疑)	代表者会議
	11日	木	委員会 予算決算常任委員会分科会[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察]	
	12日	金	委員会 予算決算常任委員会分科会[総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院]	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	休 会 (委員会予備日)	
	16日	火	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	17日	水	休 会	
	18日	木	休 会	
	19日	金	休 会	
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	本会議 採決議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	23日	火		(勤労感謝の日)
	24日	水	休 会	
	25日	木	休 会	
	26日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月	休 会	
	30日	火	本会議 一般質問	
12月	1日	水	休 会	
	2日	木	本会議 一般質問	
	3日	金	休 会	
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月	本会議 一般質問	
	7日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	8日	水	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括の質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	9日	木	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	10日	金	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	14日	火	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	15日	水	休 会 (常任委員会予備日)	
	16日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	17日	金	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	21日	火	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・9月8日(水) 午後5時
- ・11月22日(月) 午後5時

※文書による質問ができる期間

- ・7月1日～ 9月7日
- ・10月21日～11月21日

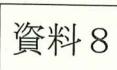
令和3年7月～令和4年6月 年間議事予定

日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1 木	日	水	県外調査	金	月 予決(当初予算の考え方)	水	土 (元日)	火	火	金	日	水
2 金	月	木	議運	土	火	木 一般質問	木	水 一般質問	水	木	月	木
3 土	火	金	（文化の日）	水	（文化の日）	金	月 代表者会議	木	木 代表者会議	金	火 (憲法記念日)	金 (憲法記念日)
4 日	水	県内調査	土	木	（山の日）	土	火	金	金 一般質問	月	水 (みどりの日)	土
5 月	木	県内調査	日	火	（企業会計）	金	日	水	土	火	木 (こどもの日)	日
6 火	県内調査 (教育)	金	県内調査	月	水 予決(総括質疑)	土	木 一般質問	木	日	水 追加議案上程	木	金 月
7 水	県内調査 (教育)	土	火	（金銭・方針・予算調整方針）	木 予決(当初予算の質疑)	金	月 予決(当初予算の質疑)	火	火	金	火	火 月
8 木	（振替休日）	木	議案上程	（山の日）	水 予決(予算総括質疑)	土	火 予決(予算総括質疑)	木	水 一般質問・質疑	土	木 月	水 議案質疑 8
9 金	火	（成人の日）	木	（振替休日）	木	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	日	水 一般質問・質疑	土	月 木	火 月
10 土	火	金	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (成人の日)	木 議運	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	火 金	火 一般質問 10
11 日	水	土	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (建国記念の日)	火 金 (建国記念の日)	木 常任委・分科会	火 金 常任委・分科会	水 月	水 土
12 月	木	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 代表者会議	火 木 代表者会議	水 月	水 木 代表者会議・議運 12
13 火	（成果レポート）	金	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 13
14 水	土	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 14
15 木	日	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 15
16 金	月	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 16
17 土	火	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 17
18 日	水	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 18
19 月	木	（医子）	（医子）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (医子)	火 金 (医子)	木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	火 木 常任委・分科会	水 月	水 木 代表者会議・議運 19
20 火	金	（敬老の日）	（敬老の日）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (敬老の日)	火 金 (敬老の日)	木 代表者会議・議運	火 木 代表者会議・議運	火 木 代表者会議・議運	水 月	水 木 代表者会議・議運 20
21 水	土	（敬老の日）	（敬老の日）	火 予決(予算総括質疑)	木 代委者会議	月 (敬老の日)	火 金 (敬老の日)	木 代表者会議・議運	火 木 代表者会議・議運	火 木 代表者会議・議運	水 月	水 木 代表者会議・議運 21
22 木	（海の日）	日	（私分の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 22
23 金	（スポーツの日）	月	（私分の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 23
24 土	火	（火の日）	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 24
25 日	水	（火の日）	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 25
26 月	木	（火の日）	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 26
27 火	金	（火の日）	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 27
28 水	県内調査	土	火	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 28
29 木	県内調査	日	火	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 29
30 金	県内調査	月	火	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	木 代表者会議	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 代表者会議・議運 30
31 土	火	県外調査	日	火	（火の日）	水 一般質問	（勤労感謝の日）	木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	火 木 予決(予算総括質疑)	水 月	水 木 特別委 (活動計画) 31

本会議開催日

議決休会日

休日休会日



電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が継続することが予想され、電力会社から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の2段階の対応を行います。

1 第1段階

(1) 状況

厳しい需給状況（使用率95%超過（予備率5%下回る））の継続が予想され電力会社から節電要請があるとき

(2) 県の対応

- ① (夏季の場合) 空調（電気式）の設定温度を1°C上げます。
- ② (冬季の場合) 空調（電気式）の設定温度を1°C下げます。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。

2 第2段階

(1) 状況

政府から「電力需給ひっ迫警報」※が発令され、非常に厳しい需給状況（使用率97%超過（予備率3%下回る））が継続することが予想されるとき

※ 大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひつ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひつ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひつ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。